

aRma（一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構）使用料規程改定に関する新旧対照表

旧	新												
<p>第11条（国内における送信可能化）</p> <p>1. &lt;省略&gt;</p> <p>2. 日本放送協会以外の<u>地上放送を行う放送事業者が行うオンデマンド型のストリーム送信またはダウンロード送信</u>を目的とする利用</p> <p style="padding-left: 40px;">テレビ番組に変更を加えず、国内における<u>オンデマンド型のストリーム送信またはダウンロード送信</u>を目的として送信可能化する場合の使用料は、次の計算式により算出した額とする。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>1話1回の送信につき</u></p> <p style="padding-left: 40px;">情報料収入と広告料等収入の合計額(消費税抜) ×使用料率×寄与率</p> <p>使用料率は下記のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">ドラマ</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>バラエティ (歌番組含む)</td> <td style="text-align: right;">7.00%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1.50%</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(備考)</p>	ドラマ		バラエティ (歌番組含む)	7.00%	その他	1.50%	<p>第11条（国内における送信可能化）</p> <p>1. &lt;省略&gt;</p> <p>2. 日本放送協会以外の<u>放送事業者が行うオンデマンド型送信</u>を目的とする利用</p> <p style="padding-left: 40px;">テレビ番組に変更を加えず、国内における<u>オンデマンド型送信を目的として利用する</u>場合の使用料は、次の計算式により算出した額とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">情報料収入と広告料等収入の合計額(消費税抜) ×使用料率×寄与率</p> <p>使用料率は下記のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">ドラマ</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>バラエティ (歌番組含む)</td> <td style="text-align: right;"><u>10.00%</u></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;"><u>2.00%</u></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(備考)</p>	ドラマ		バラエティ (歌番組含む)	<u>10.00%</u>	その他	<u>2.00%</u>
ドラマ													
バラエティ (歌番組含む)	7.00%												
その他	1.50%												
ドラマ													
バラエティ (歌番組含む)	<u>10.00%</u>												
その他	<u>2.00%</u>												

利用の許諾は、原則として1年間までとする。

3. テレビ番組に変更を加えず、放送事業者が国内におけるオンデマンド型のストリーム送信またはダウンロード送信目的で第三者に提供する場合であって提供価格を基準として使用料を支払う場合の使用料は、次の計算式により算出した額とする。

$$\text{提供価格(消費税抜)} \times \text{使用料率} \times \text{寄与率}$$

使用料率は下記のとおりとする。

ドラマ	10.00%
バラエティ、歌等娯楽番組	8.00%
情報・教養など	4.00%
ナレーションのみ	2.00%

(備考)

利用の許諾は、原則として1年間までとする。

付則（実施の日）

1. 本規程は、平成27年4月1日から実施する

利用の許諾は、原則として1年間までとする。

3. テレビ番組に変更を加えず、放送事業者が国内におけるオンデマンド型送信目的で第三者に提供する場合であって提供価格を基準として使用料を支払う場合の使用料は、次の計算式により算出した額とする。

$$\text{提供価格(消費税抜)} \times \text{使用料率} \times \text{寄与率}$$

使用料率は下記のとおりとする。

ドラマ	10.00%
バラエティ、歌等娯楽番組	<u>10.00%</u>
情報・教養など	<u>10.00%</u>
ナレーションのみ	2.00%

(備考)

利用の許諾は、原則として1年間までとする。

付則（実施の日）

1. 本規程は平成27年4月1日から実施する。  
2. 本規程のうち、第11条第2項及び第11条第3項は、令和6年5月1日から実施する